

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧【生活福祉資金】※最新の情報を実施機関のホームページ等で確認下さい。

実施機関	社会福祉法人「小笠原村社会福祉協議会」	
制度名	緊急小口資金（生活費）	総合支援資金（生活費）
要 件	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯。 ※新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。
貸 付 上限額	20万円以内 ※学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 10万円 ※その他の場合	2人以上世帯 → 月額20万円以内 単身世帯 → 月額15万円以内
償還期間	2年以内（据置1年以内）	10年以内（据置1年以内）
金 利	無利子	無利子
担 保	なし	なし
その他	1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。 2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。（最大80万円）	
問合せ先 詳細 URL	社会福祉法人「小笠原村社会福祉協議会」 04998-2-2486 https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/2020-0413-1036-17.html	